

2016年(平成28年)3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて(答申)

2015年(平成27年)6月29日付けで諮問された「『平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件』に係る裁判傍聴法務課職員の出張報告書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「『平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件』に係る裁判傍聴法務課職員の出張報告書(平成27年5月21日までの全て)」の行政文書公開請求に対し、2015年(平成27年)6月17日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分について、異議申立ての対象文書のうち「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査特別委員会調査報告書」の一部を非公開としたことは妥当ではないため、非公開部分はすべて公開すべきであり、その余の文書について一部非公開としたのは妥当であるが、実施機関が「本請求に係る行政文書のうち訴訟資料については、公開方法を閲覧によるものとします。」としたのは違法であり、いずれの文書についても公開の方法に関しては、異議申立人の求める方法で公開すべきである。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は2015年(平成27年)5月28日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「『平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件』に係る裁判傍聴法務課職員の出張報告書(平成27年5月21日までの全て)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「横浜地方裁判所平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について」及び「横浜地

方裁判所平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求事件の口頭弁論の結果について」(以下「本件対象文書」という。)と特定し、異議申立人に対し、同年6月17日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

- (3) 異議申立人は同月22日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (4) 実施機関は、2015年(平成27年)6月29日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 当該訴訟資料と同一の文書(原本等)等を含む訴訟記録は、民事訴訟法に基づき何人にも閲覧可能なものとして公開されているところである。したがって、当該文書については、本件条例により公開されても、それ以前に既に訴訟記録として公開されている以上、本件条例第6条第1号と認めることは困難であり、非公開事由には当たらないというべきである。また、藤沢市情報公開条例解釈運用基準54頁の第5条(行政文書の公開請求)では「この条例に基づく権利の内容は、実施機関が管理する行政文書の公開の請求であり、具体的には、当該文書の閲覧、聴取又は視聴・写し又は複写したものの交付を請求する権利がある。これらの権利を行使するに当たっては、請求者の求める方法によるものである。」と解説している。もし、裁判所と同じ閲覧のみとするならば全部公開すべきであり、公開一部承諾ならば写しを提供すべきである。実施機関独自の「訴訟資料に対する情報公開請求への対応について」に基づく本件処分は不当である。

イ 2015年(平成27年)7月31日付け行政文書公開一部承諾決定に係る非公開理由説明書(以下、「非公開理由説明書」という。)4頁では「なお、申立人は、実施機関が本件公開文書のうち訴訟資料の公開方法を閲覧としたことについての主張を述べているが、当該主張は行政文書の公開非公開に係

るものではなく、条例第18条が規定する諮問が必要とされる「諾否決定」には当たらない。そのため、当該主張については、実施機関において検討し、判断する。」と実施機関独自の判断を述べているが、条例第15条第2項では「行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行うものとする。」とある。条例第15条の閲覧と写しとの公開方法処分の違いについての異議申立てでもある。民事訴訟法第91条第3項は、訴訟記録の正本、謄本若しくは抄本の交付については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限しているが、その趣旨は、当事者及び利害関係を疎明した第三者の訴訟準備の必要性と裁判所書記官の負担を調整したものであるから、条例で公開の可否を判断するに当たっては、その趣旨は考慮に及ばない上、閲覧と写しの交付とで区別を設けていないので、その公開方法の違いをもって拒否することは不当である。2012年(平成24年)4月26日行政文書公開請求以前には、裁判資料の写しは交付されていたのであるから、藤沢市情報公開審査会に諮問されるべきであると思料する。

ウ 本件対象文書について、黒塗りで本件処分を行ったということは行政文書として認識していることであり、他の行政文書と同じく閲覧も写しの交付も請求する権利があるはずだが、閲覧又は写しの交付を制限されるということは、条例に従っていないことであり、権利の侵害に当たる。また、裁判所と同じく閲覧のみに制限するということであれば、全部公開にするべきものである。いずれにしても、法的根拠もなく、実施機関の裁量で本件処分をすることは不当である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 異議申立人の主張は、「当該訴訟資料と同一の文書(原本等)を含む訴訟記録は、民事訴訟法に基づき何人にも閲覧可能なものとして公開されているところである。したがって、当該文書については、本件条例により公開されても、それ以前に既に訴訟記録として公開されている以上、本件条例第6条第1号と認めることは困難であり、非公開理由には当たらないというべきである。」というものである。このことからすると、申立人は、「条例第6条第1号と認めることは困難」とする理由として、「訴訟記録は、民事訴訟法に基づき何人にも閲覧可能なものとして公開されている」ことを挙げ、実施機関が条例第6条第1号の

「個人に関する情報」に該当するため非公開とした原告及び訴外第三者の氏名、住所等については、民事訴訟法により閲覧が可能となっているため「個人に関する情報」には該当しないので、公開すべきであると主張していると思われる。訴訟資料の閲覧については、憲法第82条第1項が「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。」と定め、民事訴訟法第91条第1項は「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定めている。その趣旨・目的は、裁判の公開が「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある」(最高裁平成元年3月8日判決)とされていることから、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することであるといえる。一方、本市の情報公開制度については、条例第1条において、その目的を「市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資すること」としており、市政の透明性・公開性を推進するために行われるものとなっている。また、条例第5条において行政文書の公開を請求する権利を規定するとともに、条例第6条において行政文書を原則公開とし、例外的に第6条各号に該当する場合のみ非公開としている。これは、行政文書の公開を請求する権利を認める一方、公開することが個人又は法人の権利利益や公共の利益を損なう場合には非公開とするものである。つまり、本市の情報公開制度は、個人の権利利益等の保護を図りつつ市政の透明性・公開性を推進するという趣旨・目的を持つものなのであるから、趣旨・目的を異にする訴訟記録の閲覧制度において、訴訟関係者に係る個人に関する情報が閲覧可能であるとしても、そのことをもってただちに、当該個人に関する情報が条例に基づく行政文書の公開において非公開情報に該当しないと言うことはできない。したがって、実施機関が訴訟資料のうち条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するため非公開とした部分について、訴訟記録として公開されている以上、「個人に関する情報」に該当しないため公開すべきであるという申立人の主張は、理由がなく、認容することはできない。なお、異議申立人は、実施機関が本件公開文書のうち訴訟資料の公開方法を閲覧としたことについての主張を述べているが、当該主張は行政文書の公開非公開に係るものではなく、条例第18条が規定する諮問が必要とされる「諾否決定」には当たらない。そのため、当該主張については、実施機関において検討し、判断する。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

異議申立人の本件請求の趣旨は、「『平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件』に係る裁判傍聴法務課職員の出張報告書(平成27年5月21日までの全て)」の行政文書の公開を求めるというものである。本件対象文書は、裁判傍聴法務課職員の出張報告であり、訴訟経過報告、事件の概要及び訴訟資料が綴られた「横浜地方裁判所平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について」及び「横浜地方裁判所平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求事件の口頭弁論の結果について」である。

### (2) 条例第6条第1号該当性について

ア 実施機関は、条例第6条第1号に該当することを理由に、本件対象文書のうち、一部を非公開として、本件処分を行った。また、本件対象文書のうち訴訟資料については、公開方法を閲覧によるものとした。

イ これに対し、異議申立人は、当該訴訟資料と同一の文書(原本等)を含む訴訟記録は、民事訴訟法に基づき何人にも閲覧可能なものとして公開されているところである。したがって、既に訴訟資料として公開されている以上、条例第6条第1号と認めることは困難であり、非公開理由には当たらないというべきである。また、藤沢市情報公開条例解釈運用基準の第5条では「この条例に基づく権利の内容は、実施機関が管理する行政文書の公開の請求であり、具体的には、当該文書の閲覧、聴取又は視聴・写し又は複写したものの交付を請求する権利がある。これらの権利を行使するに当たっては、請求者の求める方法によるものである。」と解説している。もし、裁判所と同じ閲覧のみとするならば全部公開すべきであり、公開一部承諾ならば写しを提供すべきであると主張している。

ウ さらに、異議申立人は、本件対象文書について、黒塗りで本件処分を行ったということは行政文書として認識していることであり、他の行政文書と同じく閲覧も写しの交付も請求する権利があるはずだが、閲覧又は写しの交付を制限されるということは、条例に従っていないことであり、権利の侵害に当たる。また、裁判所と同じく閲覧のみに制限するというのであれば、全部公開にするべきものである。いずれにしても、法的根拠もなく、実施機関の裁量で本件処分をすることは不当であると主張している。

エ これに対して、実施機関は、訴訟資料の閲覧については、憲法第82条第

1項が「裁判の対審及び判決は，公開法廷でこれを行う。」と定め，民事訴訟法第91条第1項は「何人も，裁判所書記官に対し，訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定めている。その趣旨・目的は，裁判の公開が「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し，ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある（最高裁平成元年3月8日判決）とされていることから，裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することであるといえる。一方，本市の情報公開制度については，条例第1条において，その目的を「市政に対する市民の理解を深め，公正で開かれた市政の推進に資すること」としており，市政の透明性・公開性を推進するために行われるものとなっている。また，条例第5条において行政文書の公開を請求する権利を規定するとともに，条例第6条において行政文書を原則公開とし，例外的に第6条各号に該当する場合のみ非公開としている。これは，行政文書の公開を請求する権利を認める一方，公開することが個人又は法人の権利利益や公共の利益を損なう場合には非公開とするものである。つまり，本市の情報公開制度は，個人の権利利益等の保護を図りつつ市政の透明性・公開性を推進するという趣旨・目的を持つものなのであるから，趣旨・目的を異にする訴訟記録の閲覧制度において，訴訟関係者に係る個人に関する情報が閲覧可能であるとしても，そのことをもってただちに，当該個人に関する情報が条例に基づく行政文書の公開において非公開情報に該当しないと言うことはできない。したがって，実施機関が訴訟資料のうち条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するため非公開とした部分について，訴訟記録として公開されている以上，「個人に関する情報」に該当しないため公開すべきであるという申立人の主張は，理由がなく，認容することはできない，と主張している。

オ 実施機関は，条例第6条第1号に該当することを理由に，本件対象文書のうち，一部を非公開としているところ，条例第6条第1号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次のアからエまでに掲げる情報を除く。」とあり，訴訟資料については，民事訴訟法第91条第1項で「何人も，裁判所書記官に対し，訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定めていることから，条例第6条第1号のア「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧若しくは縦覧又は謄本，抄本等の交付が認められている情報」に当たるか

否かが問題となる。この点，文理上これに当たるとの解釈も可能であるものの，条例第2条が解釈及び運用の基本原則として「基本的人権としての個人の尊厳を守るため，個人に関する情報を最大限に保護すること」を掲げていること，民事訴訟法上の閲覧制度と比べ情報公開制度においては，写しの交付が受けられることにより伝播性が高く，情報の保存期間が一般に長期であること，一方，本件において非公開とされている個人名・住所・生年月日・学歴・職歴・印影を除いても事案の内容を理解することはできることから，市の説明責任と個人情報保護についてのバランスの観点，本件対象文書において，条例第6条第1号本文に基づき個人名等を非公開としたことに合理性がないとはいえない。

カ たゞし，訴訟資料のうち，「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査特別委員会調査報告書」については，地方自治法第100条に基づき議会が行った調査の報告書であり，議会本会議において報告され，また，ウェブ上も全文が公表されていることから，条例第6条第1号但し書イ「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に当たると解される。よって，上記報告書の非公開部分は全部公開すべきである。

キ また 実施機関は「当該主張は行政文書の公開非公開に係るものではなく，条例第18条が規定する諮問が必要とされる『諾否決定』には当たらない。」と主張する。しかしながら藤沢市情報公開条例の解釈と運用においては，第5条について「この条例に基づく権利の内容は，実施機関が管理する行政文書の公開の請求であり，具体的には，当該行政文書の閲覧，聴取又は視聴・写し又は複写したものの交付を請求する権利である。これらの権利を行使するに当たっては 請求者の求める方法によるものである。」と明記されており，請求者の求める方法によって公開を受けることも条例上の権利の内容に含まれると解すべきである。

以上より，公開方法を閲覧に限定して写しの交付を認めない本件処分は，条例第5条に違反する違法な処分であるとともに，条例第18条にいう「諾否決定」に該当する内容であって，異議申立人には当審査会への諮問答申を経た決定を受けるとの権利がある。

ク したがって，本件請求に対する対象文書のうち，「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査特別委員会調査報告書」の一部を非公開としたことは妥当ではないため，非公開部分はすべて公開すべきであり，その余の文書についての一部非公開としたのは妥当であるが，実施機関が「本請求に係る行政文書のうち訴訟資料については，公開方法を閲覧によ

るものとします。」としたのは違法であり，公開方法については，請求者の求める方法により公開すべきである。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

以 上



## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2015. 6. 29	実施機関から審査会へ諮問書の提出
7. 7	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
7. 31	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 5	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
8. 10	異議申立人から審査会へ意見書の提出
8. 12	審査会から実施機関へ意見書の写しの送付
8. 24	審査会から実施機関へ対象文書の提出要請
8. 28	実施機関から審査会へ対象文書の提出
10. 26	異議申立人への意見聴取
10. 26	実施機関への意見聴取
2016. 1. 25	審議
3. 10	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

会長 職務代理者